

老の山

NO.113 刊

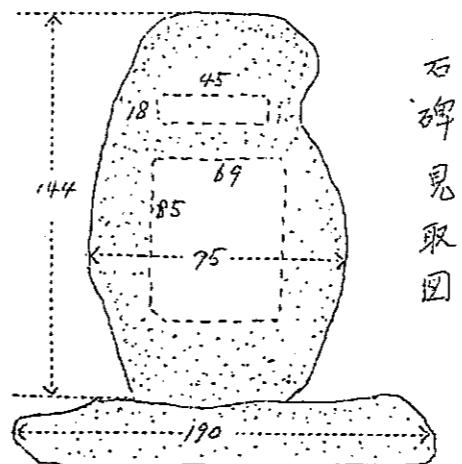
第十一輯 雜志編 第十号
昭和四十二年十一月一日發行 / 非売品
岡山県都洼郡吉備町東町三五字垣方

吉備観光協会

第112号

道路改修碑（その二）

改修されたのは御大典を記念して施行されたのであるが、この御大典といふは大正十五年十二月十五日今上天皇の御父太正天皇が四十八歳で崩御なされたのを皇子であつた福仁親王が廿五歳で践祚された。それで年号を昭和と改元され、同三年に御即位式の御大典が挙行になつたのである。大正天皇は明治天皇の御子にして身体がすぐれか今上天皇は早くから攝政につかれていたのである。

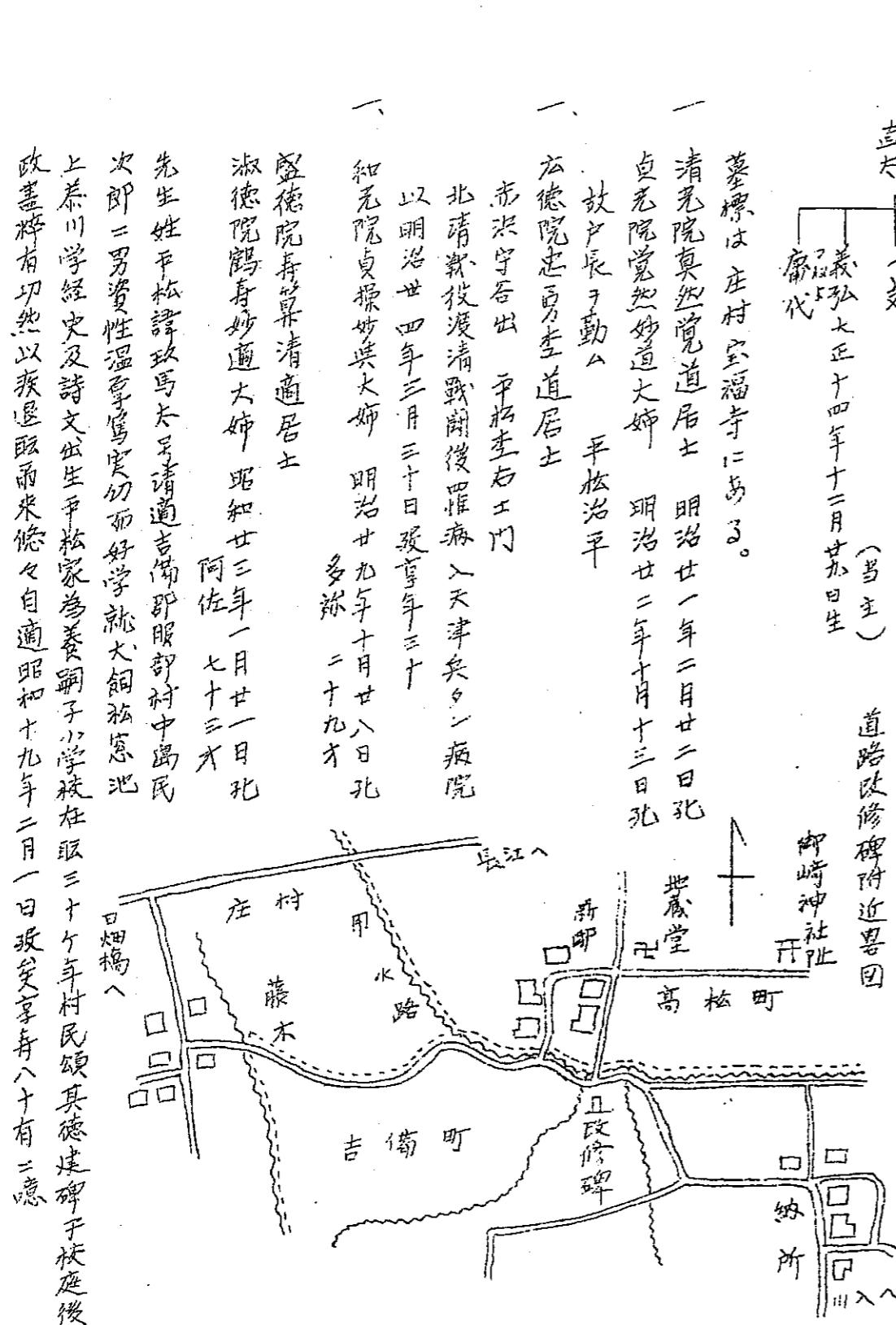


碑文をものせる平松直太は明治廿年六月七日庄村下庄二三五番地平松左右エ門の子として生れ、岡山師範学校卒業して撫川小学校に教諭となり、後ち西大寺・總社の高等女学校に轉じ、昭和十九年六月十四日四十八歳で病にかかり卒した。この書は直太が三十五歳の筆である。直太の妻は同族平松政馬太の長女にして事実上妻の平松家を継いたのである。

平松氏墨系

平松治平	政馬太	喜美野
明治廿年八月廿日生	昭和十九年二月一日死	昭和廿八年七月廿日死
養子		
平松左右エ門	八十二才。	平松直太
	昭和十九年六月廿日死	昭和十九年六月廿日死

道路改修碑附近図



直太
一
義弘
正十四年十二月廿九日生
廢代

一
清光院真然覚道居士 明治廿一年二月廿二日死
貞光院覺然妙道大姉 明治廿二年十月十三日死
故戸長ヲ勤ム 平松治平

一
庄
赤次守名出 平松生右エ門

北清新役渡清戰前後罹病入天津兵クン病院
以明治卅四年三月三十日薨享年三十
一
細光院貞操妙興大姉 明治廿九年十月廿八日死
多詠ニ十九才

盛徳院鶴壽妙通大姉 昭和廿三年一月廿一日死
淑徳院鶴壽妙通大姉 昭和廿三年一月廿一日死
先生姓平松諱政馬太号清道居士
次郎ニ男資性温厚篤實切而好学就大鉢松窓池
上恭川學經史及詩文出生平松家為養嗣子小学校在昭三十ヶ年村民頌其德建碑于校庭後
政盡粹有切然以疾退職兩米餘々自適昭和十九年二月一日薨享年八十有三歲

昭和廿六年七月 後學 犬飼孝平 撰書

一、梅德院清山巻石居士 平船直太 昭和十九年六月十四日誕 四十八歳

X

氏神御時神社といふは昔は良脚前社といひ創立年月は明かでないが、本社吉備津神社の守護神として祀られた古社であることは間違ない。本社は東北にたり、つまり方位をいう艮に当るので名付られた社名である。

納所 新屋敷（新節）日畠部落の氏神であつたが、明治四十三年四月その筋の命乞奉

社吉備津神社に移したのでとば遺蹟として残つてゐる。即ち吉備津神社の神苑にある宇賀神社の達物がそれである。

庄村日畠の腸半龜平太が保存する良脚前社の練札の写

一、享保三戊辰歲（一七一八）神主吉備津宮神人 橋井内記 藤原友安

奉修造良脚前社一字邑里繁榮産子安穏攸

七月最上吉日

高天原千木

○

嘉永七甲寅歲（一八五四）神主吉備津宮神人

河本政一正志重

奉再建良脚前社一宇邑里繁榮産子安穏慶

二月最上吉日

讀州姫龍太甫住民野鹿次郎 大曾兼義

藤原也之ん

右之通御座候

漢子 龍次郎 豊吉 天次郎

日畠村

右

同所 腸半理太郎

（解説一

万政家有政性達

太麻喜八郎

日畠村

右

同所 腸半理太郎

（解説一

三

享保三年に修復を加え、更に百二十六年后の嘉永七年に朽壞したので再建したことを記載はれる。吉備津神社に合併したのは、これから五十六年后である。腸半氏とあるは腸半龜平夫の祖先である。また万成氏は姓を大森氏と改め承く日畠村の庄屋と勤めていた。現在は大森喜八といふ俳句の師匠として岡山市大供に住してゐる。

○ 六間川（その二）

昔高梁川は酒津あたりから、ふたまたにめられて内海に注いでいた。南に流れるものを水江川といい、東に流れるものを酒津川といつていた。これはつ徳芳村地方明細帳の文献によるものである。この酒津川はいまの猪んど六間川筋を庭瀬に流れ内海に注いでいたようである。

この時代がいつ頃であったかといふことは知る由もないが、大体四百年以前と想像せらる。天正十年織田、毛利西軍が吉備の野に左、戦した高松城の水攻の合戦後和睦が成立してこの地方は備前國主宇喜多秀家が支配下に屬し、その国老田豊前守が備中根頭として采配を振り天正十二年後に酒津の古城附（倉敷市有聲寺の丘陵といふ）に登つて地形を核地しその臣下千原少郎左エ門勝利を普請奉行として酒津川を堰止めで新しく堤防を築き二十余町歩の水田を開墾した。其後宇喜多氏は開ケ原の合戦に西軍に與れて大敗して七ヶ、東軍にあつて戰功を立てた大川連安が賀陽、都守、小田三郎の内にへ三万石を領して庭瀬に就封した。それより六十一年後の寛文三年二代や川正安の時代になつて川筋は底湿地にして水後が悪ろく、農作物に影響を及ぼすので他領主と協議して大々的改修工事に着手した。

即ち西は子佐庄（倉敷市）から東は三田（庄内）あたりまで延長八千九百四十四間、

川幅六間に亘つて三ヶ月余を要して悪水援溝を完成した。ついで四年后の同七年には更に三田から妹尾崎(福田村)の川尾邊の延長二千九百二十間の改溝工事を施行したのである。その文狀に

× 六間川開鑿に關する古文書

寛文三年正月十九日ヨリ四月迄に出来

山南悪水援並新溝 (悪水川元祖)

一、間數合八千九百四十四間

町メ 百四十九町四間

(道法メ四里五町四間)

此人夫ニ万六千六百八十九人

内四百八十三人 松島 分引

残丙 二万六千二百六人

内

毫万五千五百二十人 大水援 他領附替

溝石尖役共

此日用銀拾四貫九百三十五枚六分

六千二十四人 子位庄溝筋

此日用銀五貫七百九十七枚三分

三千七百八十三人 中之庄溝筋

此日用銀三貫六百四十九枚六分

一、銀 拾三貫二百十九枚一分

同年四月ニ受取ル

メ 挑十五貫二百十九枚一分

(寛文三年より明和二酉年迄百二年に成る)

寛文七年末三月十日ヨリ四月廿四日迄

出來

三田前橋より妹尾崎川尾邊悪水川新堀並

堀立在堀共

一、間數二千九百二十間

町メ四十八町四十間 (道法一里十二町
四十間)

此之後毫万二千九百五十二人七分

銀替合十一貫七百三十八枚四分

内

七百七十五人 川尻境埋入夫

御他領 山地村

五十枚 塩苗埋閑 同村

一貫四百二十枚 同 山田村

但夫役毫人ニ付御日用 銀一枚完

一貫三百二十九枚二分 同 票坂村

八百八十三人 幸田溝 三田替溝筋

此日用銀七百九十一枚七分

五十六人 福島溝

此日用銀五十三枚九分

銀合計拾五貫二百十九枚一分

一但一人ニ付銀九分六厘ニ毛三四ニ当る

此米三升一勺八升ニ当る

緜糸九斗六升八銀四十枚ニ当る

下用升メ一石一斗ニ升

但緜糸ヲ六ニ而割七ト掛ケ下用升ニ咸

但用升メ一石一斗ニ升

右之代を割升切升ニ付

参拾五枚七分一厘四毛ニ当る

但一枚ニ米三升三合三勺六升ニ当る

米相場の儀御公用帳に相見へ候き以て書

付る

一、銀拾三貫目 寛文三年二月ニ受取ル

六五

但右同断

八貫百五十七枚二分 御領分

但毫人ニ付御日用銀八分完 (此米二升)

(一納米九斗六升 銀五十枚替

亨甲升 メ毫石一斗二升

右之代を割升切石ニ付四十四枚六分四厘

三毛ニ当る

但一枚ニ付ニ升五合〇八升八毛ニ当る

但毫人ニ付御日用苗帳一冊に相成居申

候 同七年米相場見合候處ニ無之候間六

一署十二月十二日ノ相場五十枚ト見合候

ニ付足乞以仕出申候)

一、寛文七年より明和二酉迄九九年に

成る

一、三千百六十一間 三田前橋より新田

但右水門趾迄の事

一、四百八十間 古堀川上ニ有之水門室

永亥年(四年)二三ノ割ヘテシ申候

メ 六千五百六十一間

町メ石丸町二十一間

(道法メ三里一町ニナ一間)

右諸帳面中田村 四兵衛殿ニ有之候明和六年五月に同人より書付持致申候朱書へ括弧()は同年に書込之由ニ候

間野五兵衛

以上

札、永十文札、永五文札、銀一匁札、銀五今札、銀三匁札、銀二匁札の七種である。永札枚数は十三万二千右枚、その計は三千貫文という。別種には銀札に永字を印記して永札にちてたものがある。この枚数は四万三千三百八ナ四枚で、合計は四百拾八貫十四文である。

銀札は枚数詳々でないが、此銀は計百七ナ八貫と百六十九匁五令である。永といふは昔支那の明朝時代(十五世纪)三代の皇帝成祖の永樂年間に鑄造された永樂通宝の四字を刻んだものである。我國へは足利氏の室町時代に渡来して通用錢にあつた。最初はその一貫文を金一兩に替えたので武家之間に永錢と稱せらるて金錢をかぶえる名目としたのである。知行高にも永錢の稱を用い、何貫何百文といつてゐる。これを分錢の法といつてゐる即ち一貫の地は丸々十石にある(後うには五石とした)これが永錢と呼ぶ起りである

實際の永樂錢の通貨は約二百年続いたが、慶長十一年になつて徳川家康の命令で流通界から姿を消し、光に替つて寛永通宝が鑄造されるに至つたのである。これらが通貨も明治維新の改革で銀札の通用が停められ銀札は皆錢札に改められ同四年の廢藩置県の際藩札は一般に新政府の負債となり各藩とも七月十四日の相場を基準にして新紙幣と交換したのである。

記録によると藩札の裏面は大名ニ百八藩と旗印ハである。そして藩札銀行偽數は実に四億一千七十二万二千四百八十四枚であった。これを新紙幣に換算すれば一千七百五十四万六千四百二円余になる。

足守川櫻川地の紛争事件

吉瀬町と福田村の境界をなしてゐる足守川下流の延友地内は川筋が曲折してゐる上に堤防はせざり弱であり毎年の間に土砂によつて川床は甚だしく浅くなつているので朝洪水の時は堤防は決壊し人畜の危険があるので去る昭和七年からニヶ年に亘つて改修工事が施行せられた。その結果延友地内に面積一町九段歩一一、ハハヘタタリの櫻川地が出来た。所が延友出身の岡崎幸次郎とソラ人び東京から黙突に遣つて引揚げて帰たが、この櫻川地に目をかけて開拓入植のかたちをとつて、時の福田村長増田敏夫を説いて昭和三年度に岡山県に申請し自己名義に土地の登記をしたのである

このことき知つた延友部落ではこれは個人のものではなく部落が所有すべきものであると主張し、昭和廿四年十一月に岡崎幸次郎を相手として延友部落代表者に岡崎熊次等五十三名の連署で裁判所へ所有地取消の訴訟を提起した。第一審では延友側の敗訴に

○ 藩札銀行について (その二)

藩札銀行についての概要是すでに述べたが、江戸時代には諸藩に於て流通した紙幣を藩札といふ。純札または單に札と稱し、金銀貨及び錢貨に交換するので金札、銀札、錢札等の種類がある。

庄瀬藩での藩札は枚倉重高が入封して三年目の元禄十四年に始めて幕府の許可を得て製造せられた。その種類は永百文

になつたが、ニク慶川地のなみには一部吉備町側に屬する土地もあり訴訟は數十回に亘り高等裁判所まで持ちん。だが昭和四十年十二月廿八日調停となり相方の詰合の結果近友持ちとして近友本村から堤防に通ずる新道の西側二段三畝歩（〇・三ヘクタール）の耕作権が認められ、一先の事件は解決した。

当時訴訟費用は近友側は五十余万円に及んだと云う。岡崎幸次郎はこの事件の解決を俟たずして昭和廿六年五月廿日七十五歳で死んだ。一方近友部落の代表者岡崎能次は和解後翌四十一年一月廿日八十三歳でこの世を去つた。紛争は実に十七年間の永きに亘りとにかく土地所有権の争いは終り平和な農村によみがえつたのである。

御時神社（曾根退深の由來）

御崎神社は西花尾莊谷の奥誥の處の山中に鎮座する船谷部落の氏神である。祭神は吉備津神社の分靈といふが、創立年月は詳かでない。数段の登道を得て昇ると石灯籠に「天保六丙未八月造立」の銘がある。之北より無銘の石碑を潜ると左側に「改築記念」と記した石碑がある。銘は

立ちる。神門を潜ると周圍に白壁の土解せやらし右手に手水鉢がある。銘に「文政五年五月日」とある。社殿は本殿・拝殿に分れてゐる。本殿は流造で木葺瓦屋根である。

書籍・文房具
電話吉備三一九
有 緯 八一〇
目黒郁文堂書店
会社 有 緯 八一〇
吉備町庭頭

吉備タクシー

雪話吉備
58,310,535。